

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成16年11月22日作成)

法令名	木材の安定供給の確保に関する特別措置法		
根拠条項	法第4条第1項		
許認可等の種類	木材安定供給確保に関する計画の認定		
法令の定め	<p>第4条 指定地域内に事業所を有する木材製造業を営む者又はその組織する団体（以下「木材製造業者等」という。）及び当該指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用又は収益をする者（以下「森林所有者等」という。）は、共同して、木材安定供給確保事業に関する計画（以下この章において「事業計画」という。）を作成し、これを当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p>		
審査基準	別紙のとおり		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-472)) 各(総合)振興局産業振興部林務課		
申請先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-472)) 各(総合)振興局産業振興部林務課		
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-472))		
備考	(公表アドレス： www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetedukihou.htm)		

別紙 審査基準（事業計画認定基準）

- 1 木材安定供給確保事業の目的は、森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するため、木材の取引関係に関する事項に基づき、必要な場合には木材の生産・流通改善のための施設の整備を行い、木材生産の安定及び木材製造業者の規模拡大等を図ることであり、その趣旨に沿った有効かつ適切なものであること。

このため、木材製造業者等の規模拡大等を図ることとは、事業計画に参画する製材工場の年間原木消費の計画量が、概ね1万立方メートル以上の規模を確保することとし、その機械施設生産性の向上を図り得る近代的なものであること。
- 2 木材安定供給確保事業は、森林所有者等と木材製造業者等との間における木材の安定的な取引関係の確立を図る事業であることから、取引関係に関する事項を必ず内容とする必要がある。このため、木材生産流通改善施設の整備のみを内容とする事業計画は認定の対象とならない。
- 3 木材安定供給確保事業の内容等が、当該事業の目標を確実に達成するために、次の事項に照らし適切なものであること。
 - (1) 取引時期、取引場所等の取引方法、価格の決め方、見直しの方法等の取引関係に関する事項が、一方的かつ不当な内容のものとなっていないこと。
 - (2) 事業の効果を確保するため事業計画に係る木材の年間取引量が安定的であるとともに事業計画の作成者である個々の木材製造業者等の直近の年間原木消費量の1割以上の規模であること。
 - (3) 木材製造業者等が事業計画の確実な実施を確保するのにふさわしい次の経営を行っているものであること。
 - ア 集成材、機械プレカット加工等高次加工を行っている者
 - イ 製品規格等品質管理を徹底し、乾燥剤材の安定出荷に取り組んでいる者
 - ウ 製材加工のシステム化等により、量産化、低コスト化を図っている者
 - エ 新規需要の開発、販路の開拓等に努めている者
 - (4) 素材生産が効率的に行われるよう、伐採箇所のとまりが確保され、伐採順序が適切であることなど、適切な伐採計画となっていること。
 - (5) 木材生産流通改善施設が、木材生産の安定化及び木材製造業者等の事業規模の拡大等を図るために必要な施設の種類であり、かつ適切な処理能力を持ったものであること。
 - (6) 促進措置が安定的な取引関係に基づき行われていること。また、その内容が立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木造需要の開拓等、木材安定供給確保事業を促進するための適切な措置となっていること。
 - (7) 木材安定供給確保事業の実施に伴い必要となる資金の額が、当該事業計画の内容及び実施時期等を勘案して適切に計上され、かつ、その調達方法が適切であること。
- 4 木材安定供給確保事業は、公正かつ自由な競争を阻害するものでないこと。
- 5 木材生産流通改善施設の設置にあたっては、施設整備の内容が流域内の他の既存施設等と競合しないよう調整を図ること。

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成16年11月22日作成)

法令名	木材の安定供給の確保に関する特別措置法
根拠条項	法第5条第1項
許認可等の種類	木材安定供給確保に関する計画の変更の認定
法令の定め	第5条 前条第一項の認定を受けた者は、当該地域に係る事業計画を変更しようとするときは、当該事業計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事の認定を受けなければならない。
審査基準	別紙のとおり
標準処理期間	総期間 日・月 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 日・月 ()
処分担当課	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-472)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
申請先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-472)) 各(総合)振興局産業振興部林務課
問い合わせ先	水産林務部林務局林業木材課流通加工グループ (電話番号：011-231-4111 (内線28-472))
備考	(公表アドレス：www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/rrm/gyouseitetudukihou.htm)

別紙 審査基準（事業計画認定基準）

- 1 木材安定供給確保事業の目的は、森林所有者等から木材製造業者等に対する木材の安定供給を確保するため、木材の取引関係に関する事項に基づき、必要な場合には木材の生産・流通改善のための施設の整備を行い、木材生産の安定及び木材製造業者の規模拡大等を図ることであり、その趣旨に沿った有効かつ適切なものであること。

このため、木材製造業者等の規模拡大等を図ることとは、事業計画に参画する製材工場の年間原木消費の計画量が、概ね1万立方メートル以上の規模を確保することとし、その機械施設生産性の向上を図り得る近代的なものであること。
- 2 木材安定供給確保事業は、森林所有者等と木材製造業者等との間における木材の安定的な取引関係の確立を図る事業であることから、取引関係に関する事項を必ず内容とする必要がある。このため、木材生産流通改善施設の整備のみを内容とする事業計画は認定の対象とならない。
- 3 木材安定供給確保事業の内容等が、当該事業の目標を確実に達成するために、次の事項に照らし適切なものであること。
 - (1) 取引時期、取引場所等の取引方法、価格の決め方、見直しの方法等の取引関係に関する事項が、一方的かつ不当な内容のものとなっていないこと。
 - (2) 事業の効果を確保するため事業計画に係る木材の年間取引量が安定的であるとともに事業計画の作成者であるこの木材製造業者等の直近の年間原木消費量の1割以上の規模であること。
 - (3) 木材製造業者等が事業計画の確実な実施を確保するのにふさわしい次の経営を行っているものであること。
 - ア 集成材、機械プレカット加工等高次加工を行っている者
 - イ 製品規格等品質管理を徹底し、乾燥剤材の安定出荷に取り組んでいる者
 - ウ 製材加工のシステム化等により、量産化、低コスト化を図っている者
 - エ 新規需要の開発、販路の開拓等に努めている者
 - (4) 素材生産が効率的に行われるよう、伐採箇所のとまりが確保され、伐採順序が適切であることなど、適切な伐採計画となっていること。
 - (5) 木材生産流通改善施設が、木材生産の安定化及び木材製造業者等の事業規模の拡大等を図るために必要な施設の種類であり、かつ適切な処理能力を持ったものであること。
 - (6) 促進措置が安定的な取引関係に基づき行われていること。また、その内容が立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木造需要の開拓等、木材安定供給確保事業を促進するための適切な措置となっていること。
 - (7) 木材安定供給確保事業の実施に伴い必要となる資金の額が、当該事業計画の内容及び実施時期等を勘案して適切に計上され、かつ、その調達方法が適切であること。
- 4 木材安定供給確保事業は、公正かつ自由な競争を阻害するものでないこと。
- 5 木材生産流通改善施設の設置にあたっては、施設整備の内容が流域内の他の既存施設等と競合しないよう調整を図ること。